

みかん大進学支援給付金制度について

1 制度の目的

三重県の保健・医療に貢献する意欲があり、本学への進学目的及び意志が明確であるにもかかわらず、経済的理由により進学が困難な者に対して、入学時に要する経費の一部に相当する返還の必要のない給付奨学金を支給することにより、本学への進学を後押しすることを目的とします。

2 対象者

経済的に困窮している者で、次のいずれかに該当する者

(1) 次の①と②の両方に該当する者

- ① 独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学生であること
- ② 三重県保健師助産師看護師等修学資金、三重県病院事業庁看護師修学資金又は三重県内の市町や病院等が設ける修学資金等の受給者（受給希望者）であること

(2) 理事長が支援の必要性を認めた者

例：独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学生であり、かつ、看護学に深い関心を持ち、三重県立看護大学を卒業後、三重県内の看護実践及び教育・研究に携わっていく強い情熱と意欲を有すること

3 支給人数

対象者全員（1年間5人程度）

4 支給額

20万円

※実習教材代（実習服セット・聴診器）、1年次の教科書代及び学生保険代等相当

5 支給時期

7月中旬

※本学の前期授業料免除者確定後、支給します。

6 留意事項

給付対象者の決定にあたっては、まず、上記2対象者（1）に該当する者を決定した後、その該当者が5人未満の場合には、上記2対象者（2）に該当する者について、それぞれの経済状況等を勘案し5人に達するまで対象者を決定します。

7 その他

- ・本制度は、他の奨学金・支援制度との併用が可能です。
- ・申し込み方法や詳細については、下記担当窓口にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

三重県立看護大学 事務局 教務学生課
TEL：059-233-5602
MAIL：daihyo@mcn.ac.jp



大学 HP はこちらから
ご確認ください。